

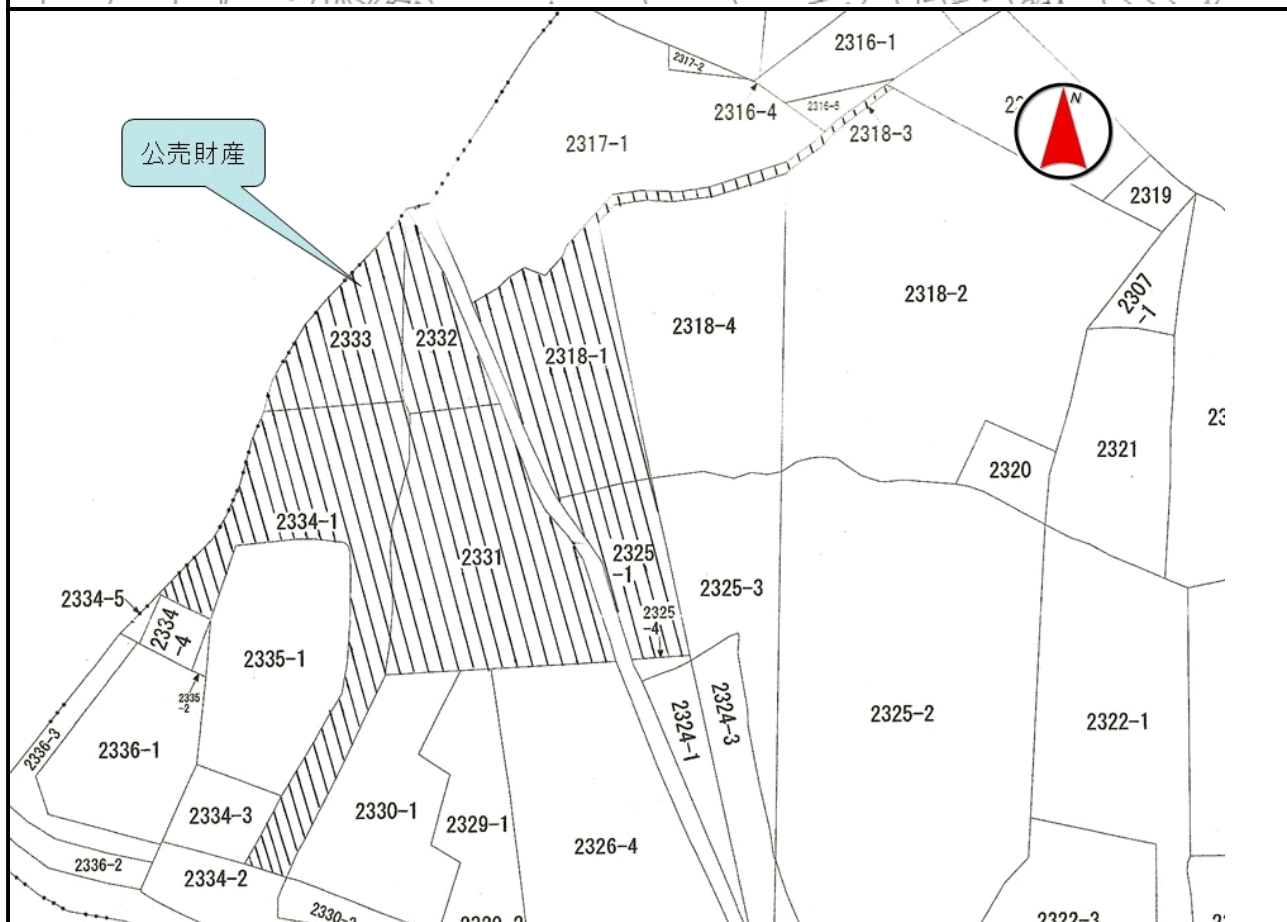
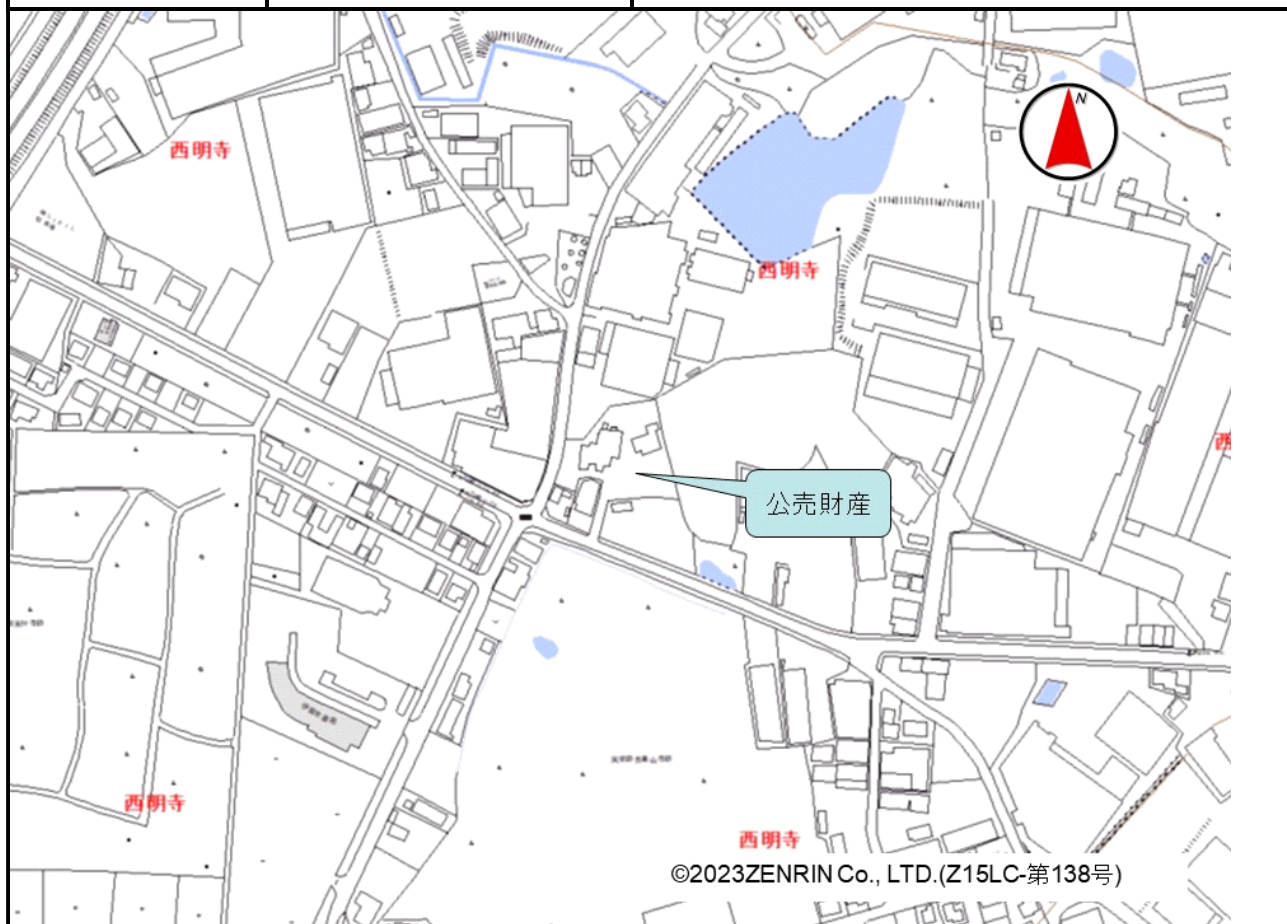
売却区分番号	880 - 4		
見積価額	¥2,670,000	公売保証金	¥300,000
財産の表示	1	所在 地番 地目 地積 持分	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2318 番 1 原野 475 平方メートル 4 分の 1
	2	所在 地番 地目 地積 持分	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2318 番 3 原野 16 平方メートル 4 分の 1
	3	所在 地番 地目 地積 持分	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2325 番 1 雑種地 219 平方メートル 4 分の 1
	4	所在 地番 地目 地積 持分	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2331 番 雑種地 509 平方メートル 4 分の 1
	5	所在 地番 地目 地積	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2332 番 山林 119 平方メートル
	6	所在 地番 地目 地積 持分	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2333 番 山林 95 平方メートル 4 分の 1
	7	所在 地番 地目 地積 持分	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2334 番 1 宅地 420.81 平方メートル 4 分の 1

売却区分番号	880 - 4		
見 積 価 額	¥2,670,000	公 売 保 証 金	¥300,000
	以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	区域区分が定められていない都市計画区域 工業地域 建蔽率 60% 容積率 200% 伊賀市の適正な土地利用に関する条例		
接 道 状 況	西側 幅員約 6.8 メートル舗装市道 ほぼ等高接面 南側 幅員約 11.6 メートル舗装市道 ほぼ等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	・ 公売財産は、公売財産 7 の共有者が事業所用地として使用している。 ・ 公売財産 1、4 及び 5 には、公売財産所有者の未登記建物がある。 ・ 公売財産 4 ないし 7 には、所有者不明の未登記建物がある。 ・ 公売財産 1、3 及び 4 には、所有者不明の機械工作物がある。 (以上、令和 7 年 4 月 3 日現在)		
特 記 事 項	・ 法務局備付けの公図では、公売財産 1、3、4 及び 5 との間に公道があるが、現況は判然としない。 ・ 公売財産 7 には、中部電力パワーグリッド株式会社の電柱及び支線がある。 ・ 公売財産上に新たに建物を建築する際は、「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」が規定する建築用途の制限があるため、当該条例の詳細については、伊賀市建設部都市計画課開発指導室（0595-22-9733）に確認すること。 ・ 公売財産 1、2、4 及び 6 は、共有者 3 名の内、1 名分の共有持分 4 分の 1 の公売である。 公売財産 3 は、共有者 2 名の内、1 名分の共有持分 4 分の 1 の公売である。 公売財産 7 は、共有者 5 名の内、1 名分の共有持分 4 分の 1 の公売である。 ・ 公売財産は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。		
住 居 表 示 等	三重県伊賀市西明寺字中尾谷 2318 番 1		
最 寄 駅 等	伊賀鉄道 茅町駅 徒歩約 29 分		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご 注 意 し て い た だ く 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・ 公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・ 図面は、現況と異なる場合があります。 ・ 建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・ 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・ 国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うことになります。 ・ 土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。		

売却区分番号	880 - 4		
見積価額	¥2,670,000	公売保証金	¥300,000
	・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書の提出について	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 - 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 - なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 - また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 - なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号

880-4



売却区分番号

880 - 4

